

浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 32 号

浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

浜田市火入れに関する条例（平成 17 年浜田市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「防火設備」を「防火帯」に改める。

第 13 条を次のように改める。

（火入れの中止）

第 13 条 火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災に関する警報が発令されたときは、火入れを行ってはならない。

2 火入れ責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災に関する警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。